

〔参考資料〕

平成20年6月9日
東日本高速道路株式会社

法人税等の修正申告について

当社は、東京国税局から平成17年度及び平成18年度に係る税務調査を受け、平成20年6月5日に19億円の修正申告（なお、他に重加算税が0.3億円となる見込みです。）を行い、同日納税を行いました。これは、「費用計上時期に関するもの」及び「資産と費用の計上に関するものなど」に関し、東京国税局の指摘を受け入れたものです。

なお、「費用計上時期に関するもの」とは、契約上、納期が当年度であったものが、その納品が翌年度にずれ込んだものは、翌年度の費用とすべきという指摘などをいいます。

「資産と費用の計上に関するものなど」とは、プログラムの開発費用等について費用処理したが、機能の向上にあたる等の理由により、資産計上すべきであったという指摘などをいいます。

今回の税務調査の結果を受け、今後とも適正な申告納税に努めてまいります。